

自治会デジタル化支援事業の御案内

令和4年度からスタートした本事業ですが
令和7年度も継続して実施します！

これってどんな事業なの？

スマホ（スマートフォン）の普及が次々に進んでいる現代で、
「スマホは持っているけど、なかなか使いこなせない…」
「スマホは持っていないけど、一度は使ってみたい！」
「自治会の役員同士の連絡にスマホが活用できたらいいな。」とお考えの
自治会長さん、自治会員さんを対象にスマホ講座を開催する事業です。

自治会長対象の「①自治会長スマホ体験講座」と
自治会員対象の「②自治会出張スマホ講座」の2本立ての事業です。

スマホ講座って何が学べるの？

初心者（スマホを使うのに慣れていない人）向けの内容です。

- 例 スマホの基本操作
- インターネットの検索の方法
- 地図アプリの使い方
- その他各種アプリの使い方



①自治会長スマホ体験講座って？

市内の全自治会長を対象としたスマホ体験講座で、市有施設で開催する予定です。

只今、講師派遣先と講座開催に向け、調整中です。
具体的な日程が決まり次第、改めてお知らせいたします。

②自治会出張スマホ講座って？

自治会館等にスマホの専門講師を招き、2時間のスマホ講座を開講できます。
希望される場合は、熊谷市自治会連合会事務局へ申請書をご提出ください。
講座の実施期間は令和7年7月～令和8年2月です。
詳細は次のページと、同封の別途案内（熊自連第124号）をご覧ください。

「②自治会出張スマホ講座」 行う際の注意事項は？

- ◆講座の性質上、1講座につき10人までしか参加できません。
- ◆各自治会または地区連合単位での申請が可能です。1自治会（または1地区連合）につき、年間で2コマまで講座を開講できます。
- ◆スマホ講座に係る講師依頼費、資料印刷費などは熊谷市自治会連合会が負担します。各自治会で費用負担の必要はありませんのでご安心ください。
- ◆開催会場は自治会でご用意（予約申請等も含む）をお願いします。自治会館、集会所、公民館など、駐車スペースとホワイトボードがある施設であればどこでも構いません。
インターネット接続環境（Wi-Fi）がない場合は事務局にご相談ください。
- ◆開催前に参加者のスマホ持参の有無（持参する場合はスマホの機種）を確認する必要があります。スマホを持っていない場合は5台まで講師から借りることができます。

「②自治会出張スマホ講座」 申請から開催までの流れは？

自治会内でスマホ講座の開催について話し合い、希望日と開催場所を決める。
※ご連絡いただければ、事務局から候補日を御提示することもできます。



自治会から事務局へ「自治会出張スマホ講座開催申請書」を提出する。
日程調整のため、必ず開催希望日の1か月前までに提出！



申請書をもとに事務局と講師で開催日時を調整し決定する。



事務局から自治会へ「自治会出張スマホ講座開催決定通知書」と
「自治会出張スマホ講座事前調査書（様式）」を郵送する。



自治会内でスマホ講座の参加者を募集する。
※参加者のスマホの有無、機種を確認してください。



自治会から事務局へ「自治会出張スマホ講座事前調査書」を提出する。
貸出スマホの準備のため、必ず開催日の2週間前までに提出！



開催当日です。2時間のスマホ講座をお楽しみください♪